

## 石油コンビナート等防災本部の防災体制の充実強化について

資料 2 - 2 で示した防災体制の充実強化について、具体的な内容を整理する。

## 1 関係機関の情報共有

災害の初期段階において、応急対策上必要な情報<sup>\*</sup>について、速やかに収集し、消防機関をはじめ保安や環境等を担当する関係機関等に伝達し共有するとともに、住民等へ必要な情報を提供することが重要といえる。

※ 例えば、取り扱っている物質、プラントの温度や圧力（通常時、発災時）、中間生成物、消防活動上配慮が必要な情報（可燃性物質、毒劇物、放射性物質等）、主な貯蔵取扱施設や防災施設の位置や概要等、外部への影響の可能性等が考えられる。

最近大きな事故を経験した地域では石油コンビナート等防災計画の見直しが行われている。例えば、兵庫県石油コンビナート等防災計画では「特定事業所は災害時の防災関係機関との連携責任者を定め、必要な情報の提供や説明を行う」旨を明記している<sup>\*1</sup>。山口県と広島県にまたがる岩国・大竹地区石油コンビナート等防災計画では「現地連絡室」を事業所内に設置」とし、情報提供責任者をあらかじめ定める<sup>\*1</sup>としている。

このような取組は発災時の速やかな情報伝達、共有に重要であるとともに、石災法第 24 条の 2 に規定する消防機関からの情報提供の要求にも対応できると考えられるため、事業所の体制、石油コンビナート等防災本部の体制において明確に位置付け、広く実施されることが適切といえる。

また、これらの情報をもとに、人的被害の低減のため、住民に対する的確な情報提供を図ること、当該特別防災区域周辺の社会的に重要な施設（発電所、重要航路、接岸設備、漁業施設、高速道路、鉄道、空港、物流拠点、防災拠点等）に対する的確に情報を伝達し、影響防止を図ることも肝要といえる。この場合において、防災アセスメント等の結果を利活用できるようにしておくことが有効と考えられる。

<sup>\*1</sup> 神奈川県川崎市においても、従前から同様の制度の導入を特定事業者に指導している。

→ 消防技術説明者制度

（参考：石油コンビナート等災害防止法第 24 条の 2）

第 24 条の 2 災害の現場においては、市町村長（特別区の存する区域においては、都知事。次条において同じ）又はその委任を受けた市町村（特別区の存する区域においては、都。次条において同じ）の職員は、特定事業所においてその事業の実施を統括管理する者に対して、当該特定事業所の構造、救助を要する者の存否その災害の発生若しくは拡大の防止又は人命の救助のため必要な事項について、情報の提供を求めることができる。

## 2 関係機関の連携体制

石油コンビナート等防災本部は、石災法の規定に基づき33道府県に置かれている組織であり、本部員は国の機関、自衛隊、警察、消防等の職員が充てられている。また、石油コンビナート等防災計画の作成及び実施が任務である。石油コンビナート等防災計画では、あらかじめ想定される事象を把握し、それに対してどのような資源、情報が必要であるかを検討し、関係機関と連携できる体制を構築しておくべきといえる。

石油コンビナートの事故によってはその影響範囲が広く、警戒区域の設置が必要となること、近隣住民の屋内退避や避難が必要となることも考えられる。このような場合には、さらに環境影響の調査、住民の健康相談等といった対応が必要な場合も考えられる。

また、事故事例でも、平成24年の沖縄ターミナルの浮き屋根沈没事故のように、安全確保等のために必要な資機材の調達等様々な資源が必要となるほか、事態収集に向けた専門家等の知見等が求められる場合も多いといえる。

また、平成15年の十勝沖地震での浮き屋根式屋外貯蔵タンクの全面火災の事故を踏まえて整備した大容量泡放射システムを活用する場合は、運搬に必要な車両の確保、運搬の際に通過するルートの情報等が必要となるため、通常時から隣接する都道府県、県警本部等の関係機関との情報連絡、調整の方法を確立しておく必要がある。石油コンビナート等防災計画において大容量泡放射システムの利用を想定する場合、以下のことに留意して広域共同防災規程を定めるよう広域共同防災組織に周知する必要がある。

### ○大容量泡放射システムの運搬に当たっての留意事項

東日本大震災以降、大容量泡放射システムの出動機会は3回あったが、実際の泡放射は行わなかった。しかし、大容量泡放射システムの運搬や設置に事前の想定を大幅に超える時間を要した等の課題が見受けられた。

大容量泡放射システムは多くの機器類で構成されるという特徴から、

- ・システムの運搬のためのトラックやトレーラーの確保
- ・積込みのためのリフトやクレーンの確保
- ・運搬のための走行経路の把握と車列の誘導、燃料の確保
- ・現場での設置場所の確保
- ・設置のためのリフト等の資機材の確保、展開
- ・夜間設置の場合は照明車等の用意 等

が必要となる。

また、システムの運搬に関しては特別防災区域がない都府県を通過することも想定できるため、警察本部をはじめとする関係機関の協力体制について石油コンビナート等防災本部が中心となってあらかじめ調整してお

く必要がある。

現場到着時には、既に現場で活動している部隊との連携や調整（連絡の相手方、設置場所、取水場所、ホース延長経路等）の方法等をあらかじめ決定しておく必要がある。

#### ○広域共同防災組織の応援体制の構築

石油コンビナート災害において大容量泡放射システムや防災要員の相互応援が必要となる場合、訓練中の大容量泡放射システムの故障で使用できなくなる場合等の事態が生じることが想定される。

このような場合に備え、広域共同防災組織では「大容量泡放射システムを配備する広域共同防災組織間の相互応援に関する協定」を締結し、これに基づく応援体制の枠組みを構築し、対応を行っている。このような枠組みを実効性のあるものとするため、平素から、一つの広域共同防災組織に留まらず、近隣の組織と緊密に連携する体制を維持していくことが重要である。

### 3 住民等への情報伝達

近隣の住民等への情報の伝達については、コンビナート事故があったこと、取り得る避難等の方法を伝達する必要があるが、その判断をするためには1に示す関係機関の情報共有が重要となる。これらの情報をもとに、市町村長が速やかに判断をし、住民に伝達することとなる。この際の伝達方法はいわゆるプッシュ型の伝達方法となるが、住民が取り得る対処は実質的に屋内退避や避難に限られることを踏まえた適時適切な伝達を行う必要がある。

また、マスクや医薬品等の物資の配布、インフラの被害状況や給水車の巡回情報、環境モニタリングの実施結果等の情報提供についてもあらかじめ検討しておく必要がある。

平成24年度の検討においては、周辺の住民等に対しては次のような観点からの適切な情報伝達及び避難誘導等が必要としている。

- 危険の種類（火災、爆発、漏えい（可燃性物質、毒劇物、放射性物質等）の別）
- 危険の及ぶ範囲（距離、標高、風向き等）とこれに応じた避難や屋内退避の対象範囲
- 危険の種類に対応した住民等の対処法（避難場所の位置、屋内待避の要否等）
- 必要な生活情報の提供（避難所・医療機関の情報、高齢者や乳幼児等の受入対応、マスクや医薬品等の物資配付の情報、インフラ被害の状況、給水

車等の巡回情報等)

○火災や漏えい等の事故収束の見通し、流出・拡散した物質の希釈や回収など復旧の見通し等

○周辺地域に影響が及ぶ場合のモニタリングの実施と公表 等

なお、情報伝達を行う判断のタイミング、伝達手段についても、あらかじめ決めておく必要があるほか、実際の災害では臨機応変な対応も求められる。

石油コンビナート等防災本部においては、関係機関の情報伝達の資源を把握し、必要な情報が適切なタイミングで、適切な対象者に伝わるよう、調整を行っていく必要がある。

#### 4 教育・訓練体制の充実

1 から 3 を踏まえると、実際に発生した事故の状況や自然災害の状況を参考に、対処すべき内容を想定して防災訓練を実施することが必要であるといえる。特に、応急対策だけではなく、情報を提供する機関の選択、情報を共有する機関の選択、住民広報のタイミングと伝達手段や伝達内容の選定等についても訓練により関係者の練度を高めていくことが重要である。

また、防災アセスメント等を積極的に活用し、様々な状況を想定した図上訓練を行うことも有効である。

大容量泡放射システムの運搬、運用訓練については、実働を伴う訓練はその負担も大きいことから回数が限られることもやむを得ないが、それを補完する観点からも様々な状況を想定した図上訓練を行い、ケーススタディを進めておくことが有効である。

今後の訓練の方向性としては、関係機関との連携を深め、災害対応にとどまらず、エネルギー・産業基盤である石油コンビナート等の機能維持の観点を盛り込んだ訓練へ発展させていくことも考慮すべきであると考えられる。